

	通常業務の一環として実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線の戸別受信機をはじめとする情報伝達手段を活用した情報提供について、災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣や各種会議等を通じて地方公共団体へ周知する。</li> </ul>
文部科学省	<p>公立学校施設整備費 72,786,487千円の内数 (73,718,369千円) の内数 ※内閣府で計上している沖縄分を含む</p> <p>私立学校施設整備費 9,288,669千円 (9,042,095千円) の内数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小中学校等について、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援している。(公立小中学校等の普通教室における空調設置率は令和4年度9月1日時点で95.7%となった。)</li> <li>・私立学校の施設については、私立学校施設整備費補助金の補助メニューのひとつである施設環境改善整備事業において、空調設備の設置を支援している。(私立小中高等学校等の普通教室における空調設置率は令和4年4月1日時点で96.6%となった。)</li> </ul>
スポーツ庁	<p>体育・スポーツ施設整備費 (公立学校施設整備費72,786,487千円 (73,718,369千円) の内数 ※内閣府で計上している沖縄分を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会体育施設について、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援している。令和6年度からは、避難所となる社会体育施設の環境整備を推進するため、<u>空調設備(新設)について、補助率を1/3から1/2に嵩上げ(令和7年度までの時限的措置)</u>。</li> </ul>
文部科学省 ・ スポーツ庁	通常業務の一環として実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における熱中症事故防止に関する情報を集約したポータルサイト及びスポーツ庁のホームページ等を通じた情報提供を実施。</li> <li>・学校等における熱中症事故の発生状況や対策状況等を把握しつつ、普及・啓発活動を実施。</li> </ul>

## 中長期整備計画

施設名	年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050			
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32			
桜総合体育館											長寿命 化改修	長寿命 化改修																						
谷田部総合体育館									長寿命 化改修	長寿命 化改修																								
谷田部野球場管理棟			部位修繕												長寿命 化改修	長寿命 化改修																		
谷田部 テニス コート	男女更衣室									改築	改築																							
	便所棟									改築	改築																							
筑波総合体育館			部位修繕																						長寿命 化改修	長寿命 化改修								
吉沼体育館			部位修繕																										長寿命 化改修	長寿命 化改修				
吉沼野球場便所棟																改築	改築																	
大穂体育館			部位修繕																						長寿命 化改修	長寿命 化改修								
豊里体育館												長寿命 化改修	長寿命 化改修																					
豊里多目的広場	倉庫棟													改築	改築																			
	便所棟																															大規模 改造		
豊里テニスコート男女更衣室			部位修繕											改築	改築																			
豊里柔剣道場																		長寿命 化改修	長寿命 化改修															
東光台体育館			部位修繕																										長寿命 化改修	長寿命 化改修				
高崎サッカー場倉庫棟					大規模 改造																					改築	改築							
高崎サッカー場便所棟					大規模 改造																					改築	改築							
高見原ソフトボール場便所棟																						改築	改築											
あしび野多目的広場便所棟																						改築	改築											
つくば ウェルネ スパーク	ヘルスプラザ																					大規模 改造	大規模 改造											
	フットボールスタジアム つくばクラブハウス																		大規模 改造															
	フットボールスタジアム つくばスタンド		部位修繕												大規模 改造																			
	休憩棟																						大規模 改造											
	キャノピー																						大規模 改造											
自転車置場																						大規模 改造												
事業費合計(単位:百万円)		27	27	26	30	20	15	445	457	457	444	161	161	28	28	270	141	74	417	419	1	85	85	349	352	173	170	124	124	5				

だれもが、安全に楽しめる

# みんなのコート(仮)

Universal Safety Court

- ・市民のメリット
  - ・足、ひざ、腰の負担の軽減
  - ・適度なクッション性で安全
  - ・安全 > 古い床の危険性
  - ・車いす競技にも対応
- ・自治体としてのメリット
  - ・災害時にも活躍
  - ・補修コストが抑えられる
- ・プロダクトの独自性
  - ・リサイクルプラ活用
  - ・初の国内生産品

## 車いすラグビー チーム分布図

関東を中心に  
(練習場所不足)



## 【プロジェクトのイメージ】



### 【ポリプロピレンリサイクル】

全体の10%程度を再生ポリプロピレンを活用  
車いすラグビー他の床材に生まれ変わる！

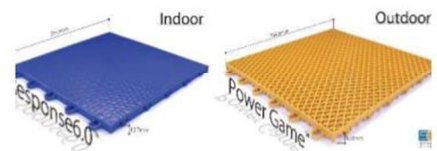
企業への呼びかけ、クラウドファンディングの  
活用、休眠体育施設の利用などなど...  
持続可能性ある活動をめざす

廣瀬さんがめざすスポーツを通じた貢献活動として  
車いすラグビーだけでなく、シニアスポーツ  
親子スポーツを支えていく活動とする

## ポリプロピレンが生まれ変わる！



ポリプロピレンの床材は災害時  
体育館への避難民の保温、クッションとして  
役立つそうです



にぎわいを創出する

輝く!  
はくい

公共空間の  
有効活用

# 飲食販売の♪ 出店者募集

## in 羽咋市役所

(羽咋市旭町ア200番地 市役所庁舎敷地内)

### ♪ 営業可能日時

通年(市役所開庁日)

**9:00 ~ 17:45**

※ 搬入・搬出時間を含む

### 🎵 使用料及び 利用可能面積

**270円/㎡**

奥行2m×幅5mの場合

2m×5m×270円=

**1日あたり 2,700円**

### 🍷 出店形態

**販売品目 飲食物のみ**

※ 法令により必要となる許可、資格等を有すること。

※ 電気・水道設備は、出店者様側でご準備ください。

市民が親しみを持てる憩いの場を目指しています

にぎわい創出にご協力ください♪

キッチンカーでも  
テント出店でもOK!

▼応募はコチラ



問い合わせ先

羽咋市総務部総務課管財係 羽咋市旭町ア200番地 ☎ 0767-22-7161 ✉ soumu@city.hakui.lg.jp

## 羽咋市庁舎敷地内での移動販売募集要項

## 1 目的

公共空間の有効活用の一環として、市庁舎敷地内に飲食販売の出店スペースを設け、にぎわいを創出し、市民が親しみを持てる憩いの場とする。さらに、飲食店の販売機会の確保と地域経済の循環を図る。

## 2 概要

## (1) 場所

羽咋市旭町ア 200 番地 羽咋市庁舎敷地内（別紙参照）

## (2) 使用料

使用料は羽咋市都市公園条例 別表第2の規定を準用する。

（1日あたり270円/㎡）

例）奥行2m、幅5mを使用する場合

$2\text{m} \times 5\text{m} \times 270\text{円} = 2,700\text{円}$

1日の使用料は、2,700円

## (3) 支払方法

納付書払い（前払いを原則とする）

悪天等により出店を見送る場合は、使用料の返還に応じる。

## (4) 出店形態

販売品目は、飲食物とし、販売にあたり法令により必要となる許可、資格等を有すること。また、キッチンカー及び自走式の移動販売車で出店する場合は、保健所の許可を受けていること。

※電気・水道設備は、出店者で準備すること。

## (5) 営業可能日時

通年（ただし、市役所開庁日）

午前9時から午後5時45分までの間（搬入・搬出にかかる時間を含む。）

## 3 出店申込資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による制限を受けていないこと。

(2) 市に納付すべき市税等の滞納がないこと。

(3) 迅速かつ具体的な連絡及び調整が可能であること。

(4) 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入していること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）。

(6) 羽咋市暴力団排除条例（平成24年羽咋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する